

近江八幡市立図書館複製サービス取扱い要綱

＜主旨＞公共図書館では著作権法第 31 条に定める「図書館等における複製」において一定の要件を遵守することを条件に、権利者の許諾を得ることなく所蔵する資料の複写サービスを行うことが許可されている。
この法律に基づき、近江八幡市立図書館では、「近江八幡市立図書館複製サービス取扱い要綱」を定め利用者サービスの一つとして複写サービスを行う。

著作権法第 31 条「図書館における複製」

図書・記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 1 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合
- 2 図書館資料の保存のために必要がある場合
- 3 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

＜複写対象となる資料＞

- 当館が所蔵する資料
- 図書館協力における現物貸借で借り受けた図書のうち、貸出し館で複写を許可している図書（以下「借受図書」という）
ただし、次に掲げるものは除く。
 - ① 著作権法に違反するもの。
 - ② 複写により資料の損傷するおそれがあるもの
 - ③ その他、館長が複写することを不適当と認めたもの

<複写の条件>

- ① 営利を目的としない非営利的なものであって、個人的な使用目的のために複写する場合
- ② 調査研究のために複写する場合
- ③ 公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物はその全部）を一人につき一部複写する場合。

<複写料金>

複写料金は、資料の種類、大きさ及び複写拡大・縮小にかかわらず、1枚につき白黒10円・カラー50円とする。

<コピー機使用時間と制限>

- ① 申込み受付時間は、開館10時～閉館15分前までとする。
- ② 閉館時までには処理できない量の複写申込みがあった場合は、その申込みを制限し、又は、断ることができる。

<複写申込みの手続き>

複写希望の利用者は、「図書館資料の閲覧およびインターネット端末・視聴覚ブース・コピー機利用申込書」に記入し、職員の承認を得なければならない。

<領収書の交付>

複写終了後、利用者から申し出があった場合、領収書を発行することができる。

<複製機材持込による複製>

電子複製機材の館内持込による複写は、原則として許可しないこととするが、館長の認めた資料に関してはこの限りではない。

<補則>

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

<附則>

この要綱は平成21年10月1日から施行する。

この要綱は平成25年4月1日から一部改正し施行する。